

アミカス市民グループ活動支援事業 実施要綱

「アミカス市民グループ活動支援事業実施要綱」を全部改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）が、男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループ（以下「グループ」という。）を支援する「アミカス市民グループ活動支援事業」（以下「支援事業」という。）のうち補助金を交付する事業を実施するにあたり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、かつ、会員名簿を備えていることを要し、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定めるところにより設立された社団法人若しくは財団法人、又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより、一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた社団法人若しくは財団法人、又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより、公益社団法人若しくは公益財団法人に移行した法人をいう。

(支援事業の対象となる事業)

第3条 支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、福岡市男女共同参画を推進する条例第3条に定める基本理念に沿うもの、又はアミカスが設定したテーマに沿うもので、広く市民に参加を呼びかけられる講座、講演会等のイベント又は広く市民に問題提起できる調査研究とする。ただし、宗教目的、政治目的、又は営利目的でないものに限る。

2 対象事業は、次のとおり区分する。

- (1) イベント部門
- (2) 調査研究部門

(グループの要件)

第4条 支援を申請しようとするグループ（以下「申請グループ」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡市内を中心に活動していること
- (2) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること
- (3) 企画から実施まで主体的に行う能力及び実績を有すること

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するグループを支援事業の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が代表者（団体が法人である場合であっては、その役員）となっていること

(2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すること

(支援の内容)

第5条 支援の内容は、以下の各号とする。

- (1) 補助金の交付
- (2) アミカスを会場とする場合の会場使用料の免除
- (3) 指導、助言及び情報提供
- (4) 広報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象事業の区分に応じ、以下のとおりとする。

(1) イベント部門

対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費の80%以下で20万円を上限とする。ただし、アミカスが設定したテーマに沿うもの、又は講師を海外から招へいするものについては、30万円を上限とする。

(2) 調査研究部門

対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費で30万円を上限とする。

2 前項に定める補助金の算定額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる経費については、アミカス市民グループ活動支援事業実施細目（以下「実施細目」という。）に定める。

(期間)

第7条 支援の期間は、支援決定の年度内とする。

(支援事業の公募)

第8条 市長は、支援事業を行うにあたっては、対象事業を公募するものとする。

(支援の申請)

第9条 申請グループは、「アミカス市民グループ活動支援事業」申請書兼補助金交付申請書（様式第1号のア）に必要事項を記載のうえ、実施細目に定める必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支援の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容及び補助金の算定に誤りがないかどうか等を調査し、必要があれば面接を行い、又は有識者の意見を聞いたうえで、すみやかに支援の可否及び補助金交付の決定をしなければならない。

2 市長は、支援の決定を行う場合において、必要があるときは、申請内容に条件を付して、又は補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、支援を受けることが決定したグループ（以下「支援グループ」という。）が、第4条第2項に該当すると判明した場合は、前2項の規定による支援の決定を取り消すものとする。

(通知)

第11条 市長は、支援を行うことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援決定通知書兼補助金交付決定通知書（様式第2号のア）によりその旨通知しなければならない。

2 市長は、支援を行わないことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」選考結果通知書（様式第3号）によりその旨通知しなければならない。

(変更の申請)

第12条 支援グループは、申請内容に変更があった場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。また、その結果を「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

(対象事業中止の場合の手続き)

第13条 支援グループは、対象事業を中止する場合、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金交付等申請取下書(様式第6号のア)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第14条 支援グループは、対象事業完了後1か月を経過した日又は支援を受けた年度の末日のいずれか早い日までに「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書(様式第7号のア)に必要事項を記載のうえ、実施細目に定める必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「アミカス市民グループ活動支援事業」実績調査確認書(様式第8号)により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金確定通知書(様式第9号)により当該支援グループに通知しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた支援グループは、請求書(福岡市指定様式)により、市長に対し、補助金を請求することができる。ただし、交付すべき補助金の額の確定の前に資金を必要とするときは、第10条により決定された補助金の額の3分の2以内の額を一部前金請求書(様式第10号)により、請求することができる。

(責任)

第17条 対象事業の実施にあたっては、原則として支援グループの責任で行うものとする。事故・疾病その他災害等については、支援グループの責任と負担で対処するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福岡市補助金交付規則(昭和44年4月1日福岡市規則第35号)及び実施細目の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱の施行に伴い、アミカス市民グループ活動支援事業補助金交付要綱及びアミカス市民グループ活動支援事業実施概要は、平成26年3月31日をもって廃止する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。